

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第48号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 [略]</p> <p>(児童福祉司の数) 第2条の2 [略]</p> <p>2 法第13条第6項の<u>指導及び教育を行う児童福祉司</u>の数は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、同条第1項の規定により置く児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）以上の数とする。</p> <p>(児童福祉司養成施設等の指定の申請) 第2条の2の2 [略]</p>	<p>(定義) 第2条 [略]</p> <p><u>(心理に関する指導をつかさどる所員の数)</u> 第2条の2 法第12条の3第7項の指導をつかさどる所員の数は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、法第13条第1項の規定により置く児童福祉司の数を3で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）以上の数とする。</p> <p>(児童福祉司の数) 第2条の2の2 [略]</p> <p>2 法第13条第7項の<u>指導教育担当児童福祉司</u>の数は、福祉総合相談センター又は各児童相談所につき、同条第1項の規定により置く児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）以上の数とする。</p> <p>(児童福祉司養成施設等の指定の申請) 第2条の2の3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。